

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京海洋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしているが、特に考慮すべき事項がなかったため、役員報酬に対して業績の反映は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 特に改定は行わなかった。

理事 特に改定は行わなかった。

理事(非常勤) 特に改定は行わなかった。

監事 特に改定は行わなかった。

監事(非常勤) 特に改定は行わなかった。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,546	10,943	4,588	1,970 45 (地域) (通勤)	H24.4.1		
A理事	15,193	9,275	3,888	1,669 361 (地域) (通勤)	H24.4.1		
B理事	15,009	9,275	3,888	1,669 177 (地域) (通勤)	H24.4.1		
C理事	15,068	9,275	3,888	1,669 236 (地域) (通勤)	H24.4.1		
D理事 (非常勤)	2,280	2,280	0	0 ()			
A監事 (非常勤)	1,824	1,824	0	0 ()			
B監事 (非常勤)	1,824	1,824	0	0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長						
A理事						
B理事						
C理事						
D理事 (非常勤)						
A監事						
B監事 (非常勤)						

法人の長、理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて現に受けている給与の昇給、昇格、降格及び賞与時期（6月、12月）における勤勉手当の支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれの在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの支給割合を決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇給	1月1日を基準日とし1年以内の期間を良好な成績で勤務したものに対して昇給を行うことができるとし、その号給数は勤務成績に応じて決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠） 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠）

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与法改正に準拠し、
(平成24年4月1日)

- ・基本給表の引き下げ
50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ平均0.23%の引き下げ
- ・若手職員の号給調整
平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、平成19年～平成21年の昇給等抑制職員に該当する場合、平成24年4月1日における号給を1号給～2号給上位の号給とする。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月
- ・基本給表関係の措置の内容
職務の級の区分に応じそれぞれ下表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

基本給表	職務の級	減額の割合
一般職員基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職員基本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
海事職員基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6级以上	100分の9.77
海事職員基本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職員基本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から4級まで	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職員基本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77

- ・諸手当関係の措置の内容
 - 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- ・国と異なる措置の概要：平成24年7月1日より施行

(役員について)

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月
- ・基本給表関係の措置の内容
100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- ・諸手当関係の措置の内容
 - 一 地域手当 当該役員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該役員の支給減額率を乗じて得た額
 - 二 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- ・国と異なる措置の概要：平成24年7月1日より施行

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 379	歳 47.0	千円 7,751	千円 5,769	千円 120	千円 1,982
事務・技術	人 114	歳 42.9	千円 5,878	千円 4,433	千円 134	千円 1,445
教育職種 (大学教員)	人 201	歳 49.8	千円 9,155	千円 6,755	千円 147	千円 2,400
海事職種	人 24	歳 45.8	千円 7,510	千円 5,647	千円 9	千円 1,863
海技職種	人 36	歳 43.9	千円 6,078	千円 4,635	千円 7	千円 1,443
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 51.5	千円 6,032	千円 4,514	千円 43	千円 1,518

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 11	歳 62.5	千円 4,051	千円 3,466	千円 166	千円 585
事務・技術	人 5	歳 62.1	千円 4,367	千円 3,707	千円 177	千円 660
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 4	歳 62.8	千円 3,939	千円 3,411	千円 236	千円 528
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 6	歳 39.5	千円 3,629	千円 2,745	千円 163	千円 884
事務・技術	人 6	歳 39.5	千円 3,629	千円 2,745	千円 163	千円 884

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）については該当者なしのため省略

注：常勤職員の教育職種（外国人教師等）及び任期付職員の教育職種（大学教員）、再任用職員の技能・労務職種、その他医療職種（看護師）については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

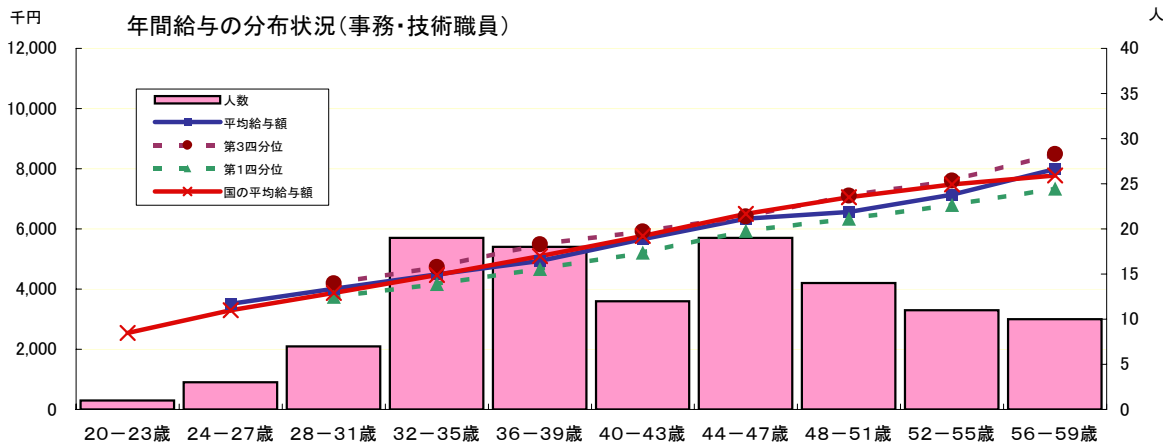
注：「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛を示す。

注：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況〔(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〕

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

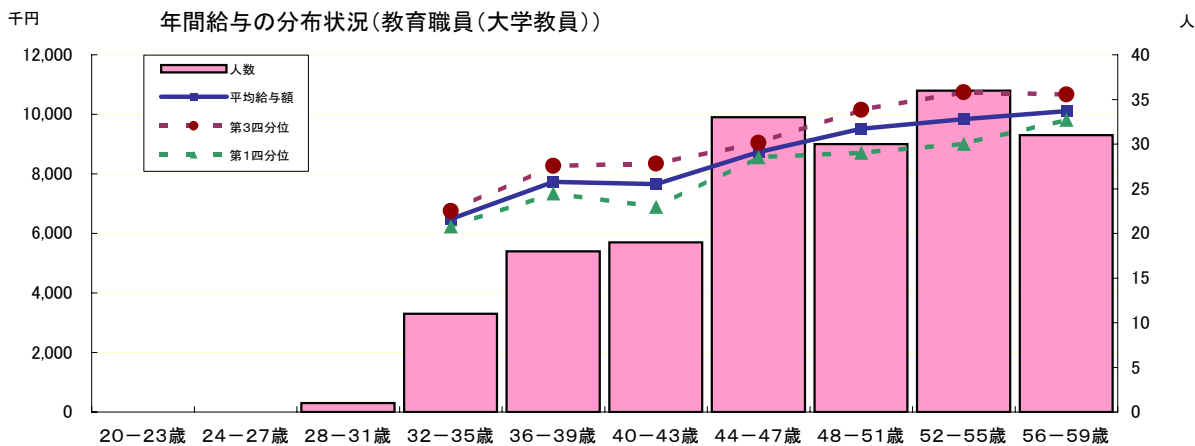


注：年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。
 年齢24-27歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	2						
課長	10	52.6	7,764	8,099	8,330		
課長補佐	10	52.8	6,907	7,008	7,261		
係長	58	44.2	5,491	5,877	6,381		
主任	7	38.1	4,382	4,575	4,833		
係員	27	33.1	3,901	4,162	4,596		

注：部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注：年齢28-31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	80	55.1	10,101	10,527	10,842		
准教授	81	46.5	8,263	8,557	9,008		
講師	1						
助教	26	40.3	6,587	6,838	7,096		
助手	13	56.9	6,754	6,854	7,174		

注：講師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員 常勤職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 専門職員	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	114 人	4 人 (3.5%)	30 人 (26.3%)	48 人 (42.1%)	17 人 (14.9%)	9 人 (7.9%)
年齢(最高 ～最低)		27～23 歳	51～28 歳	52～34 歳	59～48 歳	58～41 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,035～ 2,450 千円	3,932～ 2,622 千円	4,970～ 3,289 千円	5,551～ 4,670 千円	6,164～ 5,150 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,901～ 3,241 千円	5,192～ 3,492 千円	6,636～ 4,387 千円	7,369～ 6,306 千円	8,097～ 7,037 千円

区分	計	6級	7級	8級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長
人員 (割合)		4 人 (3.5%)	2 人 (1.8%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～44 歳		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,764～ 6,064 千円		～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		8,919～ 8,061 千円	～ 千円	～ 千円

注：7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	201	2 (1.0%)	37 (18.4%)	1 (0.5%)	81 (40.3%)	80 (39.8%)
年齢(最高 ～最低)			62～31		61～35	62～45
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,853～ 4,510		7,364～ 4,847	9,262～ 6,475
年間給与 額(最高～ 最低)			7,785～ 6,011		9,934～ 6,522	12,589～ 8,837

注：1・3級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.3	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.7	% 34.1
	最高～最低	% 41.7～33.6	% 35.4～31.2	% 37.6～32.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.7	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 33.3	% 34.8
	最高～最低	% 41.7～33.1	% 38.9～30.6	% 39.0～31.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.0	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 34.0	% 35.2
	最高～最低	% 45.4～34.0	% 42.0～31.5	% 43.7～32.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 40.2～27.6	% 37.5～31.1	% 38.6～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

108.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

109.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.1	
	参考	地域勘案 85.8
		学歴勘案 96.8
		地域・学歴勘案 85.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.0% (国からの財政支出額 6,376,000,000円、 支出予算の総額 9,112,000,000円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているところであるが、国家公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が 100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】	

○教育職員(大学教員)

対国家公務員との給与水準の比較指標

110.0

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員 計 114人

114人の平均年齢 42.9歳 平均年間給与額 5,878千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,545,245	3,838,584	△ 293,339	(△7.6)	△ 273,371	(△7.7)
退職手当支給額 (B)	463,005	574,923	△ 111,918	(△19.5)	64,567	(13.9)
非常勤役職員等給与 (C)	619,212	541,185	78,027	(14.4)	130,616	(21.1)
福利厚生費 (D)	550,310	596,316	△ 46,006	(△7.7)	43,068	(7.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,177,772	5,551,008	△ 373,236	(△6.7)	△ 35,120	(△0.7)

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」には、本表の非常勤役職員等給与に計上されている派遣職員分13,775,729円及び受託研究費分の142,659,558円は含まれない。

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」にて、退職金相当額を運営費交付金で措置する必要のない常勤教職員分については、本表の非常勤役職員等給与に計上している。

総人件費について参考となる事項

① 総人件費のうち、「給与、報酬等支給総額」の減7.6%については、平成24年7月1日より施行した特例法に基づく給与減額(△192,855千円)及び新規採用教員の抑制の影響だと考える。「退職手当支給額」の減19.5%については、昨年に比べ退職者が少なかったことと、平成25年2月28日より施行した退職手当の支給水準の引き下げ(△23,303千円)による影響だと考える。「非常勤役職員等給与」の増14.4%は、非常勤職員の増加したため。また、「福利厚生費」の減7.7%については、給与減額の影響及び労災保険料のメリット率の増加によるものである。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員野退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年2月28日から下記の措置を講ずることとした。

- ・ 役職員の退職手当について、調整率の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ
 平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100
 平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100
 平成26年 7月 1日～ 87/100

職員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ
 平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100
 平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100
 平成26年 7月 1日～ 87/100